



2025年3月10日

各 位

会 社 名 Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 健治
(東証スタンダード市場・コード2437)
問合せ先 総務人事部長 木村 亜里沙
電話番号 03-5224-8610
(<http://www.shinwa-wise.com>)

審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、2025年2月26日付、「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」でお知らせしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対し2,100万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われました。

その後、金融庁長官より、2025年3月5日付審判手続開始決定通知書(以下「本件通知書」といいます。)を受領いたしました。

本件通知書に対して、当社は、本日開催の取締役会において、当該課徴金にかかる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、今後の再発防止および信頼回復に努めてまいります。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以 上